審議会等における若者枠の創設

～若者の政治参加が意味するもの～

自民党富山県連学生部部長（富山大学４年）畑龍人

本日の内容

I. 現状分析：若者の低投票率と政治不信

II. 原因解明：若者の意見が政策に反映されないから

III. 課題解決：若者を政策立案システムにビルトイン（若者枠）

IV. 政策研究：先行事例と電話調査から見えてくるもの

V. 政策効果：創造性・多様性・公平性・社会の沈滞化の解消

現状分析：Brexitの教訓（シルバー民主主義）

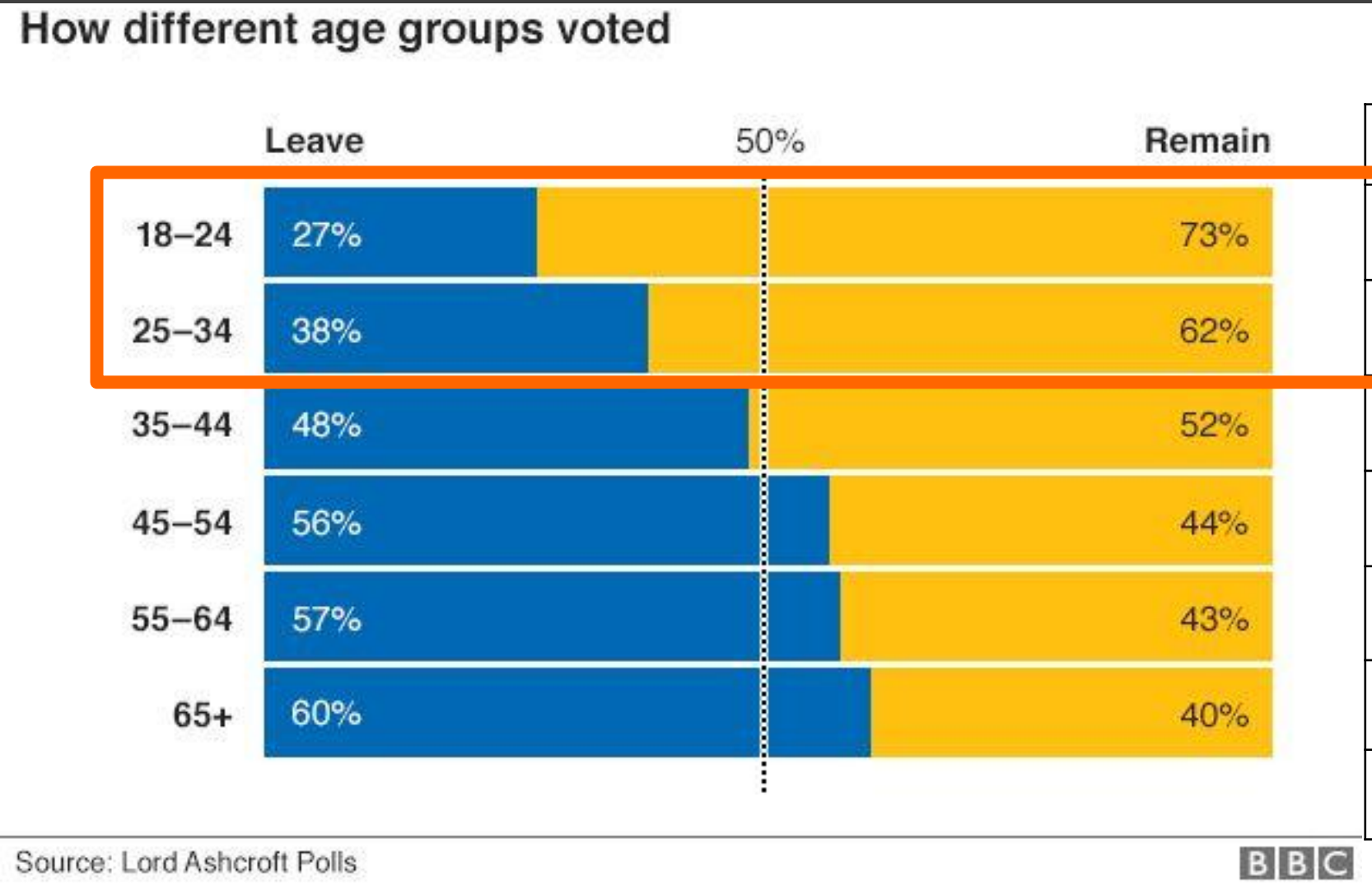

年齢	投票率
18-24	58%
25-34	57%
35-44	68%
45-54	78%
55-64	83%
65-	88%
全世代	73%

Ecomomist.com

➡富山県でも同じことが起こる可能性がある！

現状分析：富山県の選挙と若者

		年齢層別投票率					
年	選挙名	20-24	25-29	全世代	65-69	70-74	75-79
2016	富山県知事選挙	17.27	22.60	34.34	44.50	47.02	45.40
2016	参議院議員選挙	33.54	40.17	54.70	69.75	70.36	66.51
2015	富山県議会議員選挙	21.72	25.32	46.81	63.87	66.04	62.80
2014	衆議院議員選挙	24.82	31.33	52.66	62.08	61.91	55.78
2012	富山県知事選挙	21.21	24.87	38.66	47.74	51.74	50.76

➡若者の投票率は極端に低い！！

原因解明：なぜ投票に行かないのか？

- 政治と選挙に関心や興味がない
- 政治への不信とあきらめがある
- 自分の1票の影響力がない
- 期待できる候補者がいない
- 選挙のしくみ・候補者情報の不足
- 選挙制度・政治制度がよくない
- 義務ではないと思っている
- 面倒くさいと思っている
- 若者に責任感がない
- 仕事・アルバイトを優先する
- 身近に感じていない
- 住所が実家にある
- 政策・候補者について事情がよく分ない
- 適当な候補者がいなかった
- 選挙結果が予想できるような無風選挙だった
- 選挙によって政治がよくならないと思った

出典:「若者の政治参加と投票行動」（市村2012）

全ての根本原因は

「若者の意見が政策に反映されていない」から

ではないか？

課題解決：若者の意見を政策に反映させるには

I. 意識面へのアプローチ ➡どうしても限界がある！

- ●各種教育機関における政治啓発教育
- ●政治家と若者・未成年者との交流の増加

II. 制度面へのアプローチ

➢選挙制度の改革 ➡国レベルでの改正が必要、ハードルが高い！

- ●選挙年齢･立候補年齢･供託金の引き下げ
- ●複数当選単記非移譲式投票制度の見直し
- ●ドメイン投票方式や投票ポイント寿命比例制の導入

➢選挙以下の制度改革➡地方レベルでも取り組める！

●審議会等における若者枠の創設

政策研究：審議会等とは

➢審議会等の定義

① 地方自治法に規定する附属機関

- 「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、**審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関**を置くことができる」（地方自治法第138条の4第3項）
- 「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について**調停、審査、審議又は調査等を行う機関**とする。」（地方自治法第202条の3第1項）

② **有識者等の意見を聴取し県政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された協議会等**のことをいう。

➢各県市町村は**要綱等**として**「審議会等の設置及び運営に関する指針」**や**「付属機関に関する条例」**を定めている。

※設置条例のみで運用指針がないところもある。

政策研究：要綱等に若者枠が明記されている例

- 北海道

『附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準』

“懇親会や附属機関の設置目的に応じ、若者世代（**概ね40歳未満**の者）の任命に配慮する“

- 長野県

『審議会等の設置及び運営に関する指針』

“委員は、幅広い年齢層選任するよう努めること。なお、審議等の内容により、若者（**概ね30歳代まで**）の登用に努めること”

- 名古屋市

『名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針』

“選任にあたっては委員の年齢構成等を踏まえ、可能な限り若者（**概ね39歳以下**の者）の登用に努めること”

他、青森市など

政策研究：若者枠と具体的な数値目標

- 山形県

若者の県政への参画を促進し、その声を県政に反映させるため、審議会等において、39歳以下の若者を一人以上登用を推進。平成26年時点で審議会等における若者委員を１名以上登用している割合は**78.9%**（『山形県子ども・若者ビジョン』）

- 徳島県

「審議会等への若年者委員の選任促進要綱」を施行（H23～）

県の各審議会等へ若年者の登用を進めることにより、県政に若年者の意見を反映させるとともに、若年者の社会参画への意識向上を目指し、将来を担う人材の育成を図る。そこで県の各審議会等への若年者の登用を積極的に推進するため、40歳未満の若年者委員の割合が**平成30年**までに**10%**以上を維持することを目指すことしている。（『新未来「創造」とくしま行革プラン』）

政策効果：デメリット

- 若者は社会経験が浅いため、極端な意見に流されやすい傾向や判断力に乏しい場合がある
  ➡審議会等は合議制、出された案の全てが政策に直接反映されるわけではなく、議会もある。
  ➡北海道庁では審査時に作文を課すことで、一定の選別を行っている。またその効果も確認されている。 (筆者の電話調査による北海道庁の回答)

➡若者枠のデメリットはメリットに比べて小さい

政策効果：メリット

I. 若者の固定観念に囚われない柔軟な発想（**創造性**）

II. 多様性の向上（**ダイバーシティ**）

III. 民意に関しての世代間の**公平性**を確保

政策効果：波及効果

- 将来的に地域の主体となる人材の発掘･育成
- 若者のまちづくりへの参加意識と認知度を高める（活躍）
- 行政は若者のより詳細な意見やニーズを把握
- 若者の社会的責任感が育ち、若者の政治離れにブレーキ

➡メリットと波及効果の相乗効果により…
社会の沈滞化が解消される！！

提案政策の具体的な内容

➢富山県及び県下１５市町村に対して、

①審議会等設置基準条例及び運用指針に準ずるものに「**審議会等における若者枠設置の努力義務**」を明記する

②県市町村における総合計画等に**数値目標（KPI）**の設置する

➢条件

- 若者の定義は３９歳以下
- 定数は１０人未満なら１人以上（１０人以上は複数）の登用
- 若者委員数の割合は１０％以上を目安にする